

第6回ギフト・ショーアン上海 京都ブース出展者募集要領

(趣旨)

- 1 この要領は、中国上海市で開催される「第6回ギフト・ショーアン上海」(以下、ギフトショーといふ。)に設置する京都ブースの出展に関して、主催者(京都府、京都商工会議所、(公財)京都産業21)(以下、主催者。)が出展募集するために必要な事項を定める。

(出品対象者)

- 2 出展対象者は(1)(2)のいずれかに該当し(2)及び(3)及(4)の条件を満たすものとする。

(1) 京都府内に本社又は事業所を置く企業及びその団体等(以下、企業といふ。)

(2) 京都府内の農産物等生産者団体または京都府内農産物の輸出に取り組んでいる団体

(3) ギフトショーの会期中(準備、撤去の期間を含む。)、来場者と商談ができる社員等を1名は派遣できる企業及び団体

(4) 要領に定められた条件を遵守できる企業及び団体

(対象となる出展物)

- 3 出展物は、2の(1)(2)のいずれかに該当し、主催者として出展することが適当であると認められる商品とする。ただし、中国の輸入禁止品目及び中国の食品衛生管理法等で規制される物は除く。

(費用負担)

- 4 主催者と出展者の費用負担については次のとおりとする。

- (1) 出展者は、出展料の一部として8万円を負担する。

出展料に含まれる経費

小間サイズ 3,000mm(間口)×3,000mm(奥行)×2,700mm(高さ)

社名板、スポットライト、コンセント、展示台

その他は相談に応じます(有料)

商談スペース(共有)

- (2) 出展料に含まれる経費以外の経費については、出展者の負担とする。

・追加備品

・出展者の移動費用及び滞在費

・出展物に係わる輸送費等の諸経費

・出展者が用意するポスター、パンフレット等の作製費・翻訳費

・出展に係わる人件費(通訳費等)

・追加工事(給排水、都市ガス等)

・その他

(出展の申込)

- 5 出展の申込は出展申込書により6月25日(月)までに(公財)京都産業21事業推進部市場開拓グループまで申し込みを行うものとする。

(出展者の決定)

- 6 主催者は、出展申込を受けた際は、申込内容について審査し、速やかに出展者の決定を行い申込者に連絡するものとする。

(留意事項)

- (1) 出展物の輸送は出展者自身で行ってください。

- (2) 京都ブースの設営・装飾及び標準備品の設営は主催者にて実施し、出展物・追加備品の展示等のその他の設営は出展者で行っていただきます。開始時刻までに、出展物の展示等を完了させてください

い。

- (3) 開催期間中の撤収は認められません。
- (4) 京都ブース及び標準備品の撤去は主催者にて行い、出展物・追加備品の撤収は出展者で行ってください。なお、展示会終了後の出展物の処理は、全て出展者の責任によって行うものとします。
- (5) 出展者は主催者の承諾なしに、小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
- (6) 出展者には、主催者が成果把握等のために実施するアンケートに回答いただきます。
- (7) 申込書に記載された内容について変更がある場合は、書面にて変更点を提出願います。
なお申込締切日を過ぎてから申込内容を変更される場合、内容によっては応じられないことがあります。
- (8) 主催者は会場の管理・保全について、事故防止の細心の注意を払いますが、出展物及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないこととします。
- (9) 主催者は、主催者の責に帰すことができない事由による出展者と商談者のトラブルについては、一切責任を負いません。
- (10) 主催者の責に帰すことのできない事由によって、「第6回ギフト・ショー in 上海」が中止・中断された場合、これによって出展者に生じた損害について、主催者は一切責任を負いません。
- (11) 応募者多数の場合は主催者で出展者を選考します。なお、その場合、アジア市場開拓の推進体制及び海外バイヤー対応準備の状況等を選考基準とします。
- (12) 京都ブースとしての出展となるため、公式パンフレット等の出版物に出展企業名を掲載できない場合があります。また、申込書に記載された企業・団体名は特にお申し出のない限り、そのまま各種資料、ブースの社名表示等に使用します。
- (13) 開催期間中は主催者の指示に従っていただきます。

(参加申し込み後のキャンセルについて)

7 参加申込後にキャンセルされた場合は、やむを得ない場合を除き、主催者が開催準備のため支出した経費の実費を負担いただきます。

(個人情報保護)

8 主催者に提出いただいた出展者の情報は適切に管理し、本事業のためにのみ利用します。

(知的財産保護)

9 主催者は、参加物等の知的財産に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。出展者は必要に応じて、自己の責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

(その他)

10 本規定に定めのない事項が発生した場合、主催者と出展者が協議の上、決定します。